

「令和7年度奈良県感染症発生動向調査事業」業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度奈良県感染症発生動向調査事業

(2) 目的

本事業は、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）にもとづき、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その結果を県民や医療関係者への確に提供・公開することを目的とする。

(3) 委託内容

別添「令和7年度奈良県感染症発生動向調査事業委託業務仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(5) 委託料上限額

4,907,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約金額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

※国の補助金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。

※本業務の遂行に支障がでる場合は、業務内容及びそれに伴う経費積算の変更について県と協議を行い、県が決定する。

(6) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

(7) 留意事項

本業務の実施については令和7年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

2 参加手続き等

(1) 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされてい

ない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ③ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- ⑥ 公告日から過去5年以内に国、地方公共団体（国または地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）から本業務と同種又は類似業務（動向調査、統計、連絡調整、システム維持管理、研修会や会議の企画運営の全て）を受託し、誠実に履行した実績があること。

（2）提出書類

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

①参加申込書

| | |
|------|--|
| 提出書類 | 参加申込書 |
| 提出部数 | 1部 |
| 提出期限 | 令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着） ただし、持参の場合の受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、土・日、祝日を除く。 |
| 提出方法 | 持参又は郵送 郵送の場合は、書留郵便のほか、簡易書留等配達されたことが確認できる方法により、期限までに必着すること。 |
| 提出場所 | 7 担当部局のとおり |
| その他 | 本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望される場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて持参又は郵送により提出すること。 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 |

②企画提案書

| | |
|------|--|
| 提出書類 | ・企画提案書【様式1】 企画提案書別紙（任意様式 サイズはA4またはA3） （仕様書4 委託業務内容の(1)～(6)それぞれの実施方法や実施体制等について具体的に記載すること） |
|------|--|

| | |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者概要書【様式2】・・・会社概要などがあれば添付すること。 ・類似業務受注実績【様式3】 ・委託業務実施体制【様式4】 ・見積書（様式任意 ただし、一式計上ではなく項目ごとに記載すること） |
| 提出部数 | 正本1部 副本5部 （副本は提案者が判明できるような記載や用紙を使用しないこと。） ※なお、同様の内容の電子データも提出すること。 |
| 提出期限 | 令和7年3月14日（金）午後5時まで（必着） ただし、持参の場合の受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、土・日、祝日を除く。 |
| 提出方法 | 持参又は郵送（電子データにおいてはメール） 郵送の場合は、書留郵便のほか、簡易書留等配達されたことが確認できる方法により、期限までに必着すること。 |
| 提出場所 | 7 担当部局のとおり |
| その他 | 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 |

（3）質問及び回答

| | |
|---------|--|
| 質問方法 | 質問票【様式5】に質問事項を記載のうえFAXにより送信 ※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。 ※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。 |
| 提出先 | 7 担当部局のとおり |
| 質問票提出期間 | 令和7年2月21日（金）～3月3日（月）午後5時まで |
| 質問への回答 | 受付した質問は、質問者の氏名等をふせて、原則として令和7年3月5日（水）午後5時までに、「奈良県疾病対策課ホームページ」上に回答を掲載する。 |

3 委託事業者の選定

本説明書及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、別記評価基準に基づき、「奈良県感染症発生動向調査事業委託事業者選定委員会」により評価を行う。

| | |
|------|--|
| 審査方法 | 提出された企画提案書等について、企画提案者によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀提案者を選定する。 詳細については、後日別途通知する。 ① 審査予定日：令和7年3月17日（月） ② 実施方法：対面でのプレゼンテーションを予定 ③ 時間：1提案者あたり プレゼンテーション：15分 質疑応答：10分 ④ 参加者：プレゼンテーションの参加者は3名までとする。 ⑤ その他：プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。 |
|------|--|

| | |
|-------------|---|
| <p>審査基準</p> | <p>① 採点方法は、下記評価対象事項の項目ごとに合計 100 点満点で評価を実施する。</p> <p>【過去の実績等の業務遂行能力（20 点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種（類似）業務の実績、件数、期間等が十分あり、確実に遂行できることが見込まれるか。 ・医療機関を対象とした研修に関する実績を豊富に有しているか。 <p>【業務実施体制（10 点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者の保有資格、担当者の実務経験年数、担当者数は確実に業務を遂行できる体制か。 <p>【企画力（50 点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や医療機関の診療科目の特性に応じた適切な定点医療機関の推薦について、具体的な実施方法が提案されているか。 ・定点医療機関等への週報による情報還元について、具体的な実施方法が記載されているか。 ・定点医療機関等への研修について、感染症に関する最新の知見等を周知するための効果的な手法や内容の提案がされているか。 ・週報及び年報のコメント執筆において、感染症の知見を有し、発生動向を分析できる適切な執筆医師の選定についての具体的な提案がされているか。 <p>【個人情報保護等情報管理体制（10 点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。 <p>【経費（10 点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価点数は、次の式により求める。 $\text{評価点数} = 10 \text{ 点} \times (\text{最も安価な見積額} \div \text{当該提案者が提示する見積額})$ ※小数点以下切り捨て <p>② 提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の 6 割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。</p> <p>ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の 5 割未満の項目が一以上ある提案者は、受託者として特定しない。</p> <p>③ 提案者が 1 者の場合、評価基準による得点が 6 割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託者として特定することとする。</p> <p>ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の 5 割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として特定しない。</p> |
| <p>審査結果</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・審査結果は、企画提案書提出者全員に対し文書により通知する。 ・通知後すみやかに、少なくとも契約期間中は、下記事項について奈良県ホームページ上で公表するものとする。 <p>① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日</p> |

| |
|--|
| ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。） |
|--|

4 業務委託契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を契約候補者として特定した後、速やかに委託業務内容等について打ち合わせを行い、契約内容等の確認をし、奈良県契約規則に基づき業務委託契約を速やかに締結し、県が指示する資料がある場合は速やかに提出すること。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することとする。

県と合意に達した契約候補者は、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号に該当する場合を除き、契約締結と同時に契約保証金（契約金額の 10%以上）を納めなければならない。ただし、契約候補者が奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号に該当する者であるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

なお、契約候補者として特定された事業者の理由のない契約手続きの遅延に対しては、特定の取り消しをすることとする。取り消しになった場合は、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続きを行う場合がある。ただし、その場合も、全審査員の得点の平均が 60 点以上でかつそれぞれの評価項目で 5 割以上の得点があることとする。

5 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本募集説明書及び仕様書の記

載内容を承諾したものとみなす。

- (2) 企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案者の書類は返却しない。
- (5) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、提出された提案者の書類は、奈良県情報公開条例(平成 13 年 3 月 30 日奈良県条例第 38 号)に基づき、情報を開示する場合がある。
- (6) 提出期限以降に企画提案書の差し替え及び追加、削除は一切認めない。
- (7) 参加申込書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う場合がある。
 - ①上記「2 (1) 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
 - ②提出のあった提案書等が本説明書、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、期日の定める日までにその補正に応じないとき。
 - ③提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ④提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
 - ⑤プレゼンテーションに不参加のとき。
 - ⑥その他不正な行為があったとき。
- (8) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (9) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (10) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

7 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁主棟 3 階

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課感染症係

電 話 0742-27-8612 F A X 0742-27-8262

メールアドレス kenko@office.pref.nara.lg.jp